黒石市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月18日

黒石市教育委員会教育長 山 内 孝 行

黑石市教育委員会規則第6号

黒石市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則

黒石市立公民館条例施行規則(平成18年黒石市教育委員会規則第9号)の一部を 次のように改正する。

第5条中「もの」を「者」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、黒石公民館多目的ホールの使用に係る申請書は、使用しようとする日の 5日前までに提出しなければならない。

- 第6条第2項中「受けたもの」を「受けた者」に改める。
- 第7条中「もの」を「者」に改める。
- 第8条第1項中「減免」を「免除」に改め、「の各号」を削り、同項第1号から第4号までの規定中「とき。」を「場合」に改め、同条第2項中「もの」を「者」に改める。
 - 第9条中「の各号」を削り、同条第1号中「など」を「等」に改める。
 - 第11条中「黒石及び」を削る。
 - 第14条中「、及び第11条第3号の規定中」を「及び第11条第3号中」に、
 - 「第13条の規定中」を「第13条中」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年1月1日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の第5条ただし書の規定による申請及び当該申請に基づく改正前の黒石市 立公民館条例施行規則第6条第1項の規定による許可の手続は、この規則の施行の 目前においても行うことができる。